

# インフルエンザ予防接種 助成制度のお知らせ

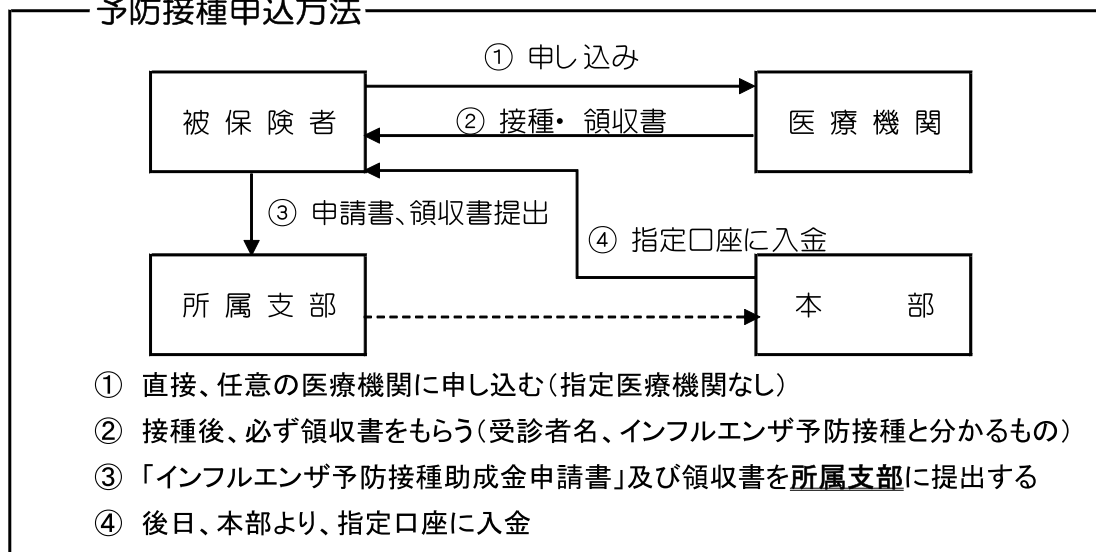
職別国保では、保健事業の一環としてインフルエンザの予防接種費用を助成しています。予防接種は、インフルエンザの一次予防として絶大な効果が期待できますので、特に、高齢者の方や、あまり体力のない子供はできるだけ受けるようにしてください。

ただし、ワクチン接種は副作用・アレルギー反応が全くないわけではありません。アレルギーを持っておられる方や、体調を崩している時などにワクチンを接種をされますと、高熱が出る場合がありますので、予防接種をされる前には必ず医師と十分相談をして、安全に接種するようにしてください。

## 実施要項

- 1 対象者 0歳～64歳の当組合被保険者  
(市町村のインフルエンザ予防接種補助対象者は除外する)
- 2 対象ワクチン インフルエンザワクチン
- 3 接種期間 平成24年10月1日～平成25年1月31日
- 4 助成額 1名につき2,000円を上限に当年度内1回助成
- 5 申請期限 平成25年2月末日(厳守)
- 6 その他
  - ・詳しくは、所属支部へお問い合わせください
  - ・65歳以上の方は、市町村へお問い合わせください
  - ・インフルエンザ予防接種助成金申請書は裏面の様式をご使用ください

## 予防接種申込方法



(様式 26 号)

支給決定命令				債	記号番号	職	資	取 得		
専務理事	常務理事	課長	係 員	主	組合員名		格	喪 失		
				支給金額			保 険 料		月分迄 収納済	
起 案			摘 要			給付記録				
決 裁										

### インフルエンザ予防接種助成金申請書

被保険者証 の記号番号	職	医療機関名			
被 保 険 者 名	生 年 月 日	接 種 日	窓口負担金額(円)	助成金額(円) (組合記入欄)	
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円	
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円	
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円	
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円	
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円	

※太線の中だけ記入下さい

○ 領収書(インフルエンザ予防接種と判るもので、接種者氏名を記入したものを添付してください。)

所属支部長  
の 副 申

上記の申請を適正と認めます。  
平成 年 月 日  
支部長 ㊟

上記のとおり別紙証拠書類を添えて支給方を申請します。  
平成 年 月 日

組 合 員 住 所 .....  
氏 名 ..... ㊟

京都府建設業職別連合国民健康保険組合 殿

振込希望銀行名	銀 行 信用金庫	普 通 店 当 座
フリガナ	※ 出来るだけ京都銀行をお願いします	
預金口座名義	口 座 番 号	

同意書

上記口座への振込みについて、私は組合員として同意いたします。  
組合員氏名 ㊟

※ 振込み先が組合員名義の場合、署名・捺印は不要です。

# こんなときは所属支部に届出を！

※必ず、14 日以内に届け出てください。

※届出書類および申請書類については、所属の支部にありますのでご確認ください。



こんなときは届出を		届出に必要なもの
は い る と き	健康保険（共済組合）をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 健康保険の喪失証明書、被保険者証
	子供が生まれたとき	資格取得届、住民票、被保険者証、印かん
	市町村の国民健康保険をやめるとき	資格取得届、住民票、印かん、 市町村国保の被保険者証、被保険者証
	他の国民健康保険組合をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 国保組合の喪失証明書、被保険者証
	結婚したときなど	資格取得届、住民票、被保険者証、 印かん、前の医療保険の離脱証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	資格取得届、住民票、印かん、 保護廃止決定通知書、被保険者証
こんなときは届出を		届出に必要なもの
や め る と き	健康保険（共済組合）に入ったとき	資格喪失（脱退）届、健康保険の被保険者証、 被保険者証、印かん
	市町村の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん
	死亡したとき	資格喪失（脱退）届、死亡診断書、 または除籍住民票、被保険者証、印かん
	他の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん ※先に他の国保組合に加入している場合は、被保険者証の写し
	建設業をやめたとき（勤務先）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん
	家族が別居（転出）したとき	資格喪失（脱退）届、新住所地の住民票、 もしくは転出証明書、被保険者証、印かん
	生活保護を受けることになったとき	資格喪失（脱退）届、保護開始決定通知書、 被保険者証、印かん
こんなときは届出を		届出に必要なもの
そ の 他	住所、氏名などが変わったとき	届出事項変更届、住民票、被保険者証、 印かん
	修学のため、子供が他の市区町村へ 住所を移したとき	国民健康保険法第 116 条該当・非該当届、 在学証明書、被保険者証、印かん
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	被保険者証等再交付申請書、 被保険者証（紛失した場合以外）、印かん
	組合員が別の組合員世帯の家族になるとき	脱退申請書、資格取得届、住民票、 被保険者証、印かん
	家族が建設業に従事することにより組合員になるとき	資格喪失届、加入申請書、住民票、誓約書、 被保険者証、印かん

## 〈組合員資格の適用の適正化について〉

### ■ 職別国保に加入できる人 ■ ■ ■

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ⑩ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

### ■ 健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか ■ ■ ■

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ⑩ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から5日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

### ■ 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき ■ ■ ■

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

#### ※ 地区（地域）

《京都府》府内全市町村

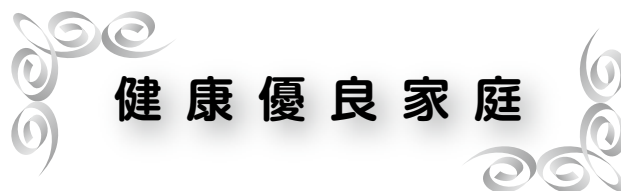
《滋賀県》大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域、安土町

《大阪府》大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市

《兵庫県》神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域

《奈良県》奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市

《三重県》伊賀市



# 健康優良家庭

次の組合員及びその家族の方は、平成23年度の1年間、常に健康に留意され、一度も医療機関にかかられたことがなく、一家健康で、よく相互扶助の精神にそって当組合運営に大きくご貢献いただきました。組合として、記念品を贈り感謝の意を表しました。今後ますますのご健康、ご活躍をお祈りします。  
(○印5年以上、敬称略)

- |          |   |  |  |  |  |   |  |  |  |
|----------|---|--|--|--|--|---|--|--|--|
| (瓦 支 部)  | 山崎 昭男   | 平井 悦次  |  |  |  |   |  |  |  |
| (畳 支 部)  | 安田 優来   | 清田 理仁  |  |  |  |   |  |  |  |
| (造園支部)   | 寺石 克巳<br>曾我部聖二<br>庄 敦史<br>藤田 勇<br>今井 亮次<br>藤崎 亮<br>倉光 大将<br>三河井 翼 | 鈴木 裕之<br>譽田 浩之<br>白石 雅也<br>武内 博樹<br>大塚 崇紘<br>増山 拓朗<br>今本 信行<br>佐々浪啓文 | ○池田 晴二<br>栗山 博次<br>中西 秀之<br>青山 喬一<br>○中西 賀美<br>大畑 祐太<br>野村 勇介<br>牧野 幸太 | 北山 安次<br>○小林 正人<br>西池 季尚<br>早川 隆訓<br>依田 進<br>大土 武嗣<br>鈴木 翔大<br>岡崎 聡史 | ○中山 克己<br>鈴木 寛<br>古川 治子<br>塩見 悟<br>前田 拓郎<br>滑 隼人<br>石井 貴明<br>原田 達也 | ○中村 英希<br>○廣瀬 衛<br>山本 勇気<br>佐藤 憲司<br>古井佐永子<br>樋口 剛治<br>土肥 龍馬<br>奥村 倫弘 |  |  |  |
| (技能支部)   | ○西村浩志郎  | ○岡田 崇史   |  |  |  |   |  |  |  |
| (建具支部)   | ○北村 満   | 堀内 武史  | 山本 典幸  | ○山根 一信   | 上野 耕平  |   |  |  |  |
| (建築支部)   | 岩井 陸廣   | ○田口健二郎   | 島田 昌治  | 仲村 幹夫  |  |   |  |  |  |
| (電気支部)   | 大鳥 仁司<br>○古川 保海<br>吉竹 健一<br>酒井 重剛<br>上田 洋司<br>上坂 圭司<br>山田 康博      | 埴山 佳則<br>嘉門 光雄<br>茨木 良三<br>後藤 秀二<br>江崎 昌都<br>田中 友則<br>後藤 聖史          | 林 啓次郎<br>吉田 一雄<br>並河 正章<br>○中野 洋介<br>早川 秀樹<br>杉原 純一                    | ○野口 晋三<br>○志水 利男<br>山田 悟<br>中馬 稔<br>中西 一喜<br>佐藤 太郎                   | 嶋田 隆治<br>湊 紀一<br>岡本 浩一<br>田中 健太<br>森下 吉久<br>笹田 辰幸                  | 亀井 尚<br>酒本 健実<br>田口 和也<br>齊藤 誠<br>富永 大輔<br>三谷 亮太                      |  |  |  |
| (技建支部)   | 北澤 利則   |  |  |  |  |   |  |  |  |
| (表具支部)   | 赤尾 政明   | 若林 久代  | 堤 康司   |  |  |   |  |  |  |
| (石材支部)   | 河波 悦雄<br>大貫 高志  | 湯浅 邦夫<br>福田 浩二   | 新城 崇<br>小牧 之修  | ○張 迎   | 山本 裕介  | 西川 弘修   |  |  |  |
| (管工事支部)  | 平井 実<br>矢野 英紀<br>福本 靖士<br>和田 祐治                                   | ○川野 忠道<br>奥村 俊宜<br>草田 昌紀<br>井上 尚子                                    | 竹内 直治<br>浅山 浩哉<br>松田早希子  | 田渊 順子<br>佐野 和幸<br>園田 竜也  | 関本 政希<br>○徳永 博子<br>三橋 正裕   | 宍戸 仁<br>下野 米三<br>高石 康成  |  |  |  |
| (事協支部)   | 竹内 隆磨<br>○朝倉 響子   | 岩見 孝治<br>牧村 綾子   | 久田 英俊<br>井上 大輔   | 渡邊 岩男<br>上好利永子   | 歌崎 克彦<br>秋下 浩之   | ○岩村 和男<br>関 智之  |  |  |  |
| (調査士会支部) | 大村 信仁   | 阪本 樹芳  | 竹上 均   | 寺田 岳史  |  |   |  |  |  |